

任期短縮の定款変更により退任した取締役の不再任に係る「正当な理由」

【文 献 種 別】 判決／名古屋地方裁判所
【裁判年月日】 令和 1 年 10 月 31 日
【事 件 番 号】 平成 30 年（ワ）第 2627 号
【事 件 名】 損害賠償請求事件
【裁 判 結 果】 請求棄却（控訴）
【参 照 法 令】 会社法 339 条 2 項
【掲 載 誌】 金判 1588 号 36 頁
◆ LEX/DB 文献番号 25565173

東北学院大学准教授 内藤裕貴

事実の概要

Y は、A 農業協同組合（以下「A」という。）管内の農家に対する営農支援事業等を目的とする株式会社である。なお、Y の原始定款において、取締役の任期は、選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされていた。

X は、平成 20 年 6 月 21 日開催の A の総代会で理事に選任されるとともに同日開催の理事会で常務理事に選任された。A の常務理事の任期は 3 年であり、A の慣習により、少なくとも一度は再任され、3 年で退任することはなかった。しかし、X は、この慣習に反して、平成 23 年 6 月 22 日開催の総代会の終結をもって A の理事を 3 年で退任することとなった。もっとも、X は A の定年まで 2 年以上残されていたことから、その生活保障のため、子会社の役員のポスト等の適当な役職を用意すべきこととされ、X は平成 23 年 7 月 1 日に Y の取締役に就任した。なお、A の組合長または A の常務理事である Y の取締役（以下「A 兼務取締役」という。）はいずれも Y から報酬を得ていなかったが、X は、Y の取締役の在任中に報酬を得ていた。平成 26 年、X は、自身が Y の取締役および代表取締役に就任して 3 年を経過したことから、Y の取締役および代表取締役を辞任するように A の組合長に要請されたが、これを拒んだ。その後、X は、平成 29 年 7 月 31 日、Y の代表取締役を辞任したが、X が代表取締役を務めていた間の各決算期において、Y はいずれも営

業損失を計上した。平成 29 年 10 月 18 日開催の臨時株主総会において、Y の取締役の任期に係る定款規定が、選任後 1 年以内へと変更された（以下「本件定款変更」という。）。そして、Y は、平成 30 年 5 月 24 日に定時株主総会を開催したが、当時の Y の取締役のうち、X のみが取締役に再任されず、同定時株主総会の終結により、任期が終了した。

そこで、X は、会社法 339 条 2 項の類推適用により、Y に対して当初の任期満了日までの得べかりし報酬相当額の損害賠償を請求した。

判決の要旨

「取締役の任期途中において、その任期を短縮する旨の定款変更がなされた場合、その変更後の定款は在任中の取締役に對して当然に適用されると解することが相当であり、その変更後の任期により任期が満了した者については、取締役から退任する。」

「そして、会社法 339 条 2 項は、株主総会の決議によって解任された取締役は、その解任について『正当な理由』がある場合を除き、会社に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができる旨定めているところ、取締役の任期途中に任期を短縮する旨の定款変更がなされて本来の任期前に取締役から退任させられ、その後、取締役として再任されることがなかった者について、その趣旨が同様に当てはまるか否かは、なお議論の余地があるものの、本件定款変更による取締役の

任期の短縮には、XをYの取締役から退任させることがその目的に含まれていたといえることができるから、本件においては、会社法 339 条 2 項が類推適用されるとする余地もあり、YがXを取締役として再任しなかったことについて、『正当な理由』があるか否かについて検討する。」

「この点、設立当時からXがYの取締役に就任するまで、Yの取締役は、Aの組合長と農業者取締役で構成されていたところ、XがYの取締役に就任した後も、Aの常務理事が新たに取締役に就任しており、A兼務取締役（Yの取締役としては無報酬）と農業者取締役による役員体制……は設立時から変化がないこと、Xは、Yの取締役に就任した際、Aの常務理事ではなく、その経歴から農機具等のオペレーター等の農業関連の現業を担う者として選任されたものでもないこと、XはYから報酬を得ていたことなどからすれば、Xの地位は……上記の役員体制とは別目的で創設された地位といえるところ、XはAの理事を3年で退任することにより、A職員の定年より前に収入を失うことになる救済のために、報酬のあるYの取締役及び代表取締役に就任したものであり、その地位は、Xに収入を得させるためのもの、即ち生活保障のために与えられた地位であったといえる。また、XがYの代表取締役に就任していた間、いずれも営業損失を計上し、Xの手腕によって経営が改善されたということもなく、XがYの取締役に就任している期間を通じて、生活保障のために与えられたという地位に変化がなかったといえること、Xは、7年近くYの取締役の地位にあり、その在任中、4700万円を超える報酬を得ており、生活保障としては十分な金銭を得ていることなどに鑑みると、XをYの取締役として選任した目的は、本件定款変更による任期が終了した時点で既に達成しており、XをYの取締役に再任しなかったことについては、『正当な理由』があるといえ、Yの主張は理由があるというべきである。」

判例の解説

一 本判決の意義

本件は、取締役の任期を短縮する定款変更によって退任した取締役が後行の定時株主総会において再任されなかったが、その不再任には「正当な理由」があるとして会社の損害賠償責任が否定

された事案である。とりわけ、本件では、事実上解任された取締役が再任されなかったことについての「正当な理由」につき——事例判断ではあるが——従来の判例や学説の理解とは異なり、取締役の選任目的の達成を理由にその存在を肯定しているという点に意義が認められる。

また、本件では、任期短縮の定款変更がなされた場合、その変更後の定款は在任中の取締役に對して当然に適用されるとして、Xは任期短縮の定款変更に伴って任期が満了し、取締役から退任した旨を判示している。任期短縮の定款変更の効力が在任中の取締役に對しても「当然に」及ぶと解することは従来の学説の理解に沿ったものではある¹⁾。なお、このように解することは任用時における取締役の任期に対する期待を害することにもなり得る嫌いがあるが、かかる取締役については、後述する会社法 339 条 2 項類推適用による会社の損害賠償責任の追及や定款変更に係る株主総会決議の瑕疵を争うなどして救済を図ることになるのであろう。他方で、本件の裁判所は、Xの任期が平成 30 年 5 月開催の定時株主総会の終結により満了した旨の事実を認定しているが、これは、XらYの取締役が本件定款変更による任期満了後も、前記定時株主総会で新たに選任された取締役が就任するまで取締役権利義務者（会社 346 条 1 項）として留任していたことが背景にあるのであろう。

加えて、本件では、任期短縮の定款変更により退任した取締役が会社の損害賠償責任を追及する法的根拠につき、裁判所は、本件定款変更がXを取締役から退任させる目的を含んでいるものであることを認めつつ、会社法 339 条 2 項が類推適用されるかは明言を避けている。本件以前にも、任期短縮の定款変更により退任し、かつ、後行の株主総会において再任されなかった取締役の任期に対する期待を保護する必要性から、会社法 339 条 2 項の類推適用を肯定する学説²⁾や下級審裁判例³⁾が見受けられているが、本件では会社の損害賠償責任を否定する要素として「正当な理由」の有無についても検討がなされている以上、本件も会社法 339 条 2 項類推適用を肯定する見解に沿うものであるといえる。

二 「正当な理由」は何に對して必要であるのか

会社法 339 条 2 項が直接適用される、株主総

会決議に基づく取締役の解任が問題となる場面では、純粋に取締役の解任についての「正当な理由」の有無が問題となるという点については争いはない。ところが、本件のような事実上の解任は、手続の上では、任期短縮の定款変更および後行の株主総会での不再任の２段階を踏むことになる。そのため、会社の損害賠償責任を否定する「正当な理由」は定款変更と不再任のいずれかに求められるのか、または、その両方につき求められるのかについては検討が必要であると思われる。

この点につき、本件では、「正当な理由」の有無は、後行の株主総会での不再任のみにつき判断されており、これは従前の下級審裁判例と異なるところではない⁴⁾。しかし、学説の中には、「正当な理由」の有無を後行の株主総会での不再任について判断することは適切ではなく、むしろ、定款変更による任期短縮のみについて「正当な理由」の有無を判断すべきであると説く見解がある⁵⁾。この見解が主張される理由としては、会社には退任した取締役を再任する義務がない以上、不再任につき「正当な理由」が問題となる余地はないこと⁶⁾が挙げられている。会社法 339 条 2 項が解任についての「正当な理由」の有無を問うていることに鑑みるのであれば、同じく取締役を終任させる任期短縮の定款変更についての「正当な理由」の有無を判断することは合理的であろう。

しかし、「正当な理由」の有無を任期短縮の定款変更についてのみ求めることについては慎重を要すると思われる⁷⁾。なぜならば、仮にそのように解するならば、任期短縮の定款変更は合理的であるが、後行の株主総会において会社側が不合理な理由によって退任した取締役を再任しなかった場合において、「正当な理由」の存在が肯定されて会社の損害賠償責任が否定されることになり、不合理な結果をもたらし得るからである⁸⁾。たとえば、経営陣の新陳代謝を促進させる目的で任期短縮の定款変更をしたが、後行する株主総会において、大株主と対立する退任取締役だけをあえて再任しなかったような場合において、かかる事実上解任された取締役の会社に対する損害賠償請求が認められないとする帰結は妥当ではないだろう。そうであれば、「正当な理由」の有無の判断については、後行の株主総会における不再任についても考慮に入れられるべきである。また、事実上の解任に際して、任期短縮の定款変更と後行の

株主総会における不再任は一連のものとして行われるし、定款変更の理由に正当性が認められなければ不再任の正当性も自ずと認められる範囲は狭くなると考えられるなど、任期短縮の定款変更の理由と後行の株主総会における不再任の理由の両者には相関関係があるといえる。したがって、本件のような事実上の解任における「正当な理由」の有無については、定款変更と後行の株主総会における不再任の両者を対象として総合的に判断されるべきであろう⁹⁾。

三 「正当な理由」の内容

本件では、Xの不再任について「正当な理由」があるとしてYの損害賠償責任を否定しているが、不再任についての「正当な理由」とは何を指すのか、いわばその内容についても検討が必要であると思われる。もっとも、本来の株主総会決議による取締役の解任についての「正当な理由」の解釈が、本件のような任期短縮の定款変更および後行の株主総会での不再任という事実上の解任が問題となる場面における「正当な理由」の解釈にそのまま当てはまるのかという点については疑問がないわけではない。しかし、問題の本質が事実上の解任という点に求められるのであれば、本来の株主総会決議による解任の「正当な理由」に関する解釈は、事実上の解任における「正当な理由」の解釈に際して参考になると思われる¹⁰⁾。

会社法 339 条 2 項に基づく会社の損害賠償責任の法的性質をめぐっては学説上争いがあるが、通説的な見解によれば、株主に解任の自由を保障しつつ、取締役の任期に対する期待を保護して両者の利益の調和を図る趣旨で定められた法定責任であると解されている¹¹⁾。そして、取締役の解任に係る「正当な理由」の内容についても、その株主と取締役の利益の調和という規定の趣旨の観点から解釈されるべきであると説かれている¹²⁾。

下級審裁判例の中には、会社において、当該役員に役員としての職務執行を委ねることができないと判断することもやむを得ない客観的な事情がある場合には「正当な理由」の存在が肯定されるとして、「正当な理由」の定式化を試みるものもある¹³⁾。また、「正当な理由」の具体例として、従来の判例は、①職務執行上の法令・定款違反行為¹⁴⁾、②心身の故障¹⁵⁾、③経営能力の著しい欠如など職務への著しい不適任¹⁶⁾につき、解任に

についての「正当な理由」の存在を肯定している。これらの①ないし③の各事項が「正当な理由」の内容に含まれることについては学説も認めるところである¹⁷⁾。これに対して、経営判断の失敗を解任の「正当な理由」に含めるかについてはこれを肯定する見解もあるが¹⁸⁾、「正当な理由」に含めると経営判断を萎縮させるという懸念から否定的な見解が有力である¹⁹⁾。

本件において、Yの不再任につき「正当な理由」が存在すると判示した要因として、裁判所は、Xの取締役としての地位は同人の生活保障のための地位であるとして、定款変更による任期が終了した時点においてその選任目的が達成されていることを挙げている。しかし、Xの生活保障という取締役の選任目的の達成という事実は、前述した従来の判例や学説によって類型化された「正当な理由」のいずれにも当てはまるものではない²⁰⁾。

そもそも、取締役と会社は委任関係にあるため(会社330条)、Xの取締役の任用に際してXY間で委任契約が締結されていることになる。そして、裁判所が認定した事実によれば、XY間における委任契約の主たる目的は、3年任期のAの常務理事を慣習に反して再任されることなく退任するに至った定年前のXの生活保障にあり、Xは選任後7年近くで報酬として十分な金銭を得ている。また、XはAの常務理事の退任と同時期にYの取締役に選任されたが、その3年後に辞任を迫られていることに鑑みるのであれば、XY間の契約上の委任期間は3年であることが推察され、Xの退任時において、XY間の委任契約の終期がすでに到来していたように思われる²¹⁾。

さらに、委任契約の当事者が委任契約を解除した場合、「やむを得ない事由」のない限り、相手方に対して損害賠償責任を負う(民651条2項)、ここにいう「やむを得ない事由」とは、委任者としては事務を処理してもらう必要がなくなったような場合を指すと解されている²²⁾。そして、本件の裁判所が認定した事実によれば、XY間の委任契約におけるXの生活保障という目的は達成された一方で、Xの手腕によってYの経営が改善されたわけでもない。そのため、YとしてもXとの委任関係を継続させてXにYの事務処理をしてもらう必要性がなくなったと評価でき、XY間の委任契約の解除(=Xの事実上の解任)は「やむを得ない事由」によるものであるといえる。

これらの事情に鑑みれば、本件においては、Xに取締役としての職務執行を委ねることができないと判断することもやむを得ない客観的な事情があると認められ、Xの事実上の解任につき「正当な理由」があるとした本件の判示は結論としては支持できるであろう。

●——注

- 1) 岩原紳作編『会社法コンメンタール7——機関(1)』(商事法務、2013年)461頁[榊素寛]。
- 2) 田中亘『会社法〔第2版〕』(東京大学出版会、2018年)213頁。
- 3) 東京地判平27・6・29判時2274号113頁。
- 4) 前掲東京地判平27・6・29判時2274号113頁。
- 5) 中村信男「判批」ひろば69巻3号(2016年)70頁、鳥山恭一「判批」法セ739号(2016年)119頁。
- 6) 鳥山・前掲注5)119頁。
- 7) 高橋均「判批」ジュリ1496号(2016年)93頁、三浦治「判批」金判1510号(2017年)19頁、加藤貴仁「判批」リマークス54号(2017年)85頁。
- 8) 高橋・前掲注7)93頁、三浦・前掲注7)19頁。
- 9) 高橋・前掲注7)94頁、三浦・前掲注7)19頁。
- 10) 中村・前掲注5)70頁参照。
- 11) 江頭憲治郎『株式会社法〔第7版〕』(有斐閣、2017年)400頁注7。
- 12) 近藤光男「会社経営者の解任」鴻常夫先生還暦記念『八十年代商事法の諸相』(有斐閣、1985年)404頁。東京地判平29・1・26金判1514号43頁。
- 13) 前掲東京地判平29・1・26金判1514号43頁、東京地判平27・6・22LEX/DB25530431。
- 14) 東京地判平26・12・18判時2253号64頁。
- 15) 最判昭57・1・21判時1037号129頁。
- 16) 東京高判昭58・4・28判時1081号130頁、東京地判平30・3・29金判1547号42頁。
- 17) 江頭・前掲注11)400頁注7、岩原・前掲注1)535頁[加藤貴仁]、田中・前掲注2)214頁。
- 18) 近藤・前掲注12)404頁。
- 19) 江頭・前掲注11)400頁注7、岩原・前掲注1)539頁[加藤貴仁]。
- 20) 本件の先行評釈である伊藤雄司「判批」法教478号(2020年)138頁も「異例である」と評している。
- 21) 平成26年時点ではXY間の委任契約がすでに終了していると解するのであれば、本件ではもとより「事実上の解任」が問題となる余地がないようにも思われる。そのため、本件の裁判所は会社法339条2項の類推適用の可否につき明言を避けたのではないだろうか。
- 22) 山本豊編『新注釈民法(14)』(有斐閣、2018年)332頁[一木孝之]。